

中小企業の海外展開支援と産業空洞化の抑止に関する要望

～ 中小企業が海外から稼ぐ力の向上と国内への還流・再投資促進を ～

- 国内マーケットの縮小や円高・電力不足・通商交渉の遅れなど、わが国の立地環境が劣化する中、これまで国際ビジネスに縁の薄かった中小企業も、生き残りをかけて、大きな成長が期待できるアジアなど海外での事業展開に動いている。
- こうした中、外需開拓に挑む中小企業の現地でのビジネス成功を全力で支援する一方、国内の空洞化を抑止するため、海外で獲得した富のわが国への還流と、日本での再投資を促す条件整備を一体的に推進することが重要。

I 中小企業の海外展開支援策の強力な推進

★＝新規要望項目

- 1 インキュベーション・ファクトリーの運営支援 ★
- 2 中小企業海外展開応援ファンド(仮称)の組成 ★
- 3 中小企業へのきめ細かいサポートの推進
 - (1) 個別企業の実情に即したハンズオン支援の精力的実施
 - (2) 現地でのワンストップサポート機能の強化
 - (3) 地域中小企業知的財産戦略支援事業の拡充 ★
 - (4) 海外人材育成に関する助成制度の創設
 - (5) 中小企業専門家派遣事業の拡充
 - (6) 海外市場開拓支援税制の創設
- 4 政策金融機関による海外展開資金融資の強化 ★
- 5 カントリーリスクへの対応支援
 - (1) 幅広いリスクをカバーする損害保険の補完制度の創設 ★
 - (2) 貿易保険制度の強化 ★
 - (3) 投資協定の速やかな締結 ★
 - (4) 海外現地法人再起のためのファンド組成 ★
 - (5) 海外展開損失準備金制度(仮称)の創設 ★
 - (6) 海外展開にかかる事業継続計画(BCP)の策定・運用支援策の拡充
- 6 国際的視点に立った民法(債権法)の改正 ★
- 7 海外利益の国内還流促進策の強化
 - (1) ロイヤリティの国内還流促進
 - (2) 海外子会社配当の益金不算入制度の拡充 ★
 - (3) 国際的二重課税の解消に向けた移転価格税制の見直し ★

II 国内の立地競争力の抜本強化

- 1 国内立地にかかるハンデの早期解消
 - (1) 行き過ぎた円高の是正とデフレからの確実な脱却
 - (2) 安価・安定的な電力供給の確保
 - (3) アジア諸国並みの法人実効税率の早期実現
 - (4) 環太平洋パートナーシップ協定(TPP)交渉への早期参加
 - (5) 国際競争上ハンデとなる労働規制の見直し
 - (6) 経済との両立を図る環境政策の再構築
- 2 国内投資促進策の強化
 - (1) 国内企業立地推進事業費補助金の復活・拡充 ★
 - (2) 国内投資を促進するファンドへの支援強化
 - (3) 製品化・量産段階での支援策の抜本強化
- 3 国内投資促進税制の構築
 - (1) 先端分野における設備投資促進税制の創設 ★
 - (2) 中小企業投資促進税制の拡充・恒久化
 - (3) 研究開発促進税制の拡充
 - (4) 知的財産活用促進税制の創設

平成24年11月

中小企業の海外展開支援と産業空洞化の抑止に関する要望

～中小企業が海外から稼ぐ力の向上と国内への還流・再投資促進を～

近畿商工会議所連合会

中小企業の海外展開と産業空洞化に関する研究会

国内マーケットの縮小や円高・電力不足・通商交渉の遅れなど、わが国の立地環境は相対的に劣化の一途を辿っている。これまで国際ビジネスに縁の薄かった中小企業においても、生き残りをかけ、あるいは業容拡大を目指して、大きな成長が期待できるアジアをはじめ海外での事業展開に動いている。

こうした中で重要となるのは、外需を開拓しようとする中小企業の現地でのビジネス成功を全力で支援する一方、海外で獲得した富の国内への還流と、日本での再投資の誘導策を充実させ、空洞化を抑止していくことである。

同時に、海外展開には相当の基礎体力が必要であり、ベースとなる幅広い中小企業振興策に一層注力することも肝要である。

かかる観点から、政府は、①社運をかけた中小企業の海外展開支援策、②海外で得た利益の国内還流のための条件整備、③国内の投資環境の抜本改革について一体的に推進すべく、下記諸点につき特段の配慮を払われるよう強く要望する。

(★＝新規要望項目)

記

I 中小企業の海外展開支援策の強力な推進

アジアをはじめ旺盛な外需の取り込みは、今後の成長の鍵である。ただし、中小企業の多くは資金的にもノウハウの面でも、まだまだ自力で海外展開するだけの体力が乏しい。今後は、国際ビジネス経験の少ない中小企業が必要性に迫られ進出するケースが従前以上に増加すると考えられるため、各段階に応じた伴走支援を一層強化されたい。

1 インキュベーション・ファクトリーの運営支援 ★

国際ビジネス経験の乏しい中小企業が、スタート時のコストやリスク、事務負担などを極力軽減しながら、試行的に海外展開していくための新しい伴走支援が必要とされている。レンタル工場を活用すれば資金負担は軽減されるとはいえ、単独での進出が困難な中小企業が各種ロジ・手

続きをクリアし、短期間で操業をスタートするためには、もう一步踏み込んだ支援が必要である。そこで、中小企業にとって初期負担の少ない、海外展開のパイロットプロジェクトとして、「インキュベーション・ファクトリー」事業を支援されたい。具体的には、レンタル工場をさらに小スペースに分割し、複数の中小企業の試行的な海外拠点とする事業を、①日本政府関係機関が運営、②または、同事業を手掛ける運営企業・参画中小企業への補助制度を新たに設けられたい。

あわせて、進出先政府が、当該事業スキームを円滑に認可するよう側面支援されたい。

2 中小企業海外展開応援ファンド（仮称）の組成 ★

上記「インキュベーション・ファクトリー」事業と連携し、進出中小企業の資金需要を支援するため、中小企業海外展開応援ファンド（仮称）を組成されたい。その際、中小企業を多く顧客に持つ地方銀行・信用金庫などの出資を誘導するとともに、中小企業基盤整備機構などを通じたファンドへの支援を行うなど、バックアップ体制を強化されたい。

3 中小企業へのきめ細かいサポートの推進

（1）個別企業の実情に即したハンズオン支援の精力的実施

個々の企業のステージ・実情に即した一層中身の濃いハンズオン支援を推進されたい。特に、国・地域により大きく異なる法務・税務・知財に関する取り扱い、行政手続きや商習慣、労務問題など、具体事案にきめ細かく対応するため、現地の実情に精通した相談機能の一層の拡充を図られたい。

（2）現地でのワンストップサポート機能の強化

アジア新興国など多くの企業が進出を目指す地域においては、人事労務サポート、市場調査、ビジネスパートナー探し、法務・税務・知財に関する相談など、ビジネスニーズにきめ細かく対応できる現地拠点が従来にも増して求められる。そこで、日本貿易振興機構（JETRO）や自治体などの連携により、中小企業のワンストップサポート機能を強化されたい。

一方、単独での海外展開が困難な中小企業に対しては、集団進出支援も重要である。現地で共同事務所・共同倉庫・貸し工場などを提供し、中小企業が身軽に進出できる環境を整備されたい。

（3）地域中小企業知的財産戦略支援事業の拡充 ★

海外での特許・意匠・商標登録に必要な出願費用の半額を助成している地域中小企業知的財産戦略支援事業は、ニーズが高く、一層の拡充を図られたい。

(4) 海外人材育成に関する助成制度の創設

現在の代表的な従業員教育支援策であるキャリア形成促進助成金は、雇用保険が適用される国内事業所のみが対象である。そこで、中小企業の海外展開支援策の一環として、海外での研修や、海外子会社雇用の従業員向けの研修を対象とした助成制度を創設されたい。

(5) 中小企業専門家派遣事業の拡充

中小企業の海外展開に際し、現地事業所の技術・管理能力向上は大きな課題である。その指導人材を日本から派遣する際の経費を補助する、海外産業人材育成協会（H I D A）専門家派遣事業を拡充されたい。

(6) 海外市場開拓支援税制の創設

中小企業の海外展開を支援するため、海外市場開拓に要した費用の一定割合を税額控除する制度を創設されたい。

4 政策金融機関による海外展開資金融資の強化 ★

日本政策金融公庫の海外展開資金融資制度は、国民生活事業での取り扱い開始（平成23年12月）の効果もあり、大幅に利用が拡大している。国民生活事業での取り扱いは時限措置（適用期限：平成25年3月末）となっているが、実績とニーズに鑑み、恒久的な制度とした上で、要件緩和など一層の利用拡大を図られたい。

また、日本企業が海外で事業活動を行う際の外貨資金調達については、国際協力銀行（J B I C）が外貨建融資を行っているほか、日本政策金融公庫が現地金融機関の融資に保証を付ける制度が設けられたことを歓迎する。これらに加え、日本政策金融公庫が中小企業やその海外子会社に直接外貨建てで融資する制度を創設されたい。

5 カントリーリスクへの対応支援

日中関係の悪化に伴い、カントリーリスクへの対応の必要性が改めて認識された。企業の海外展開に際しては進出先の政情不安・テロ・暴動・自然災害・感染症の流行など、様々なリスクが想定されるが、特に経営体力の乏しい中小企業は十分な備えが困難な状況にある。そこで、以下の対策を講じられたい。

(1) 幅広いリスクをカバーする損害保険の補完制度の創設 ★

暴動や自然災害などによる損失を填補する民間の損害保険は、過大なリスクが発生すると契約更新や新規契約が停止され、進出企業が無保険状態に陥るのが実情である。そこで、物損や休業、不買運動による売上減少など幅広いリスクに対応できる新たな保険制度を創設されたい。

(2) 貿易保険制度の強化 ★

貿易保険の対象は国内企業の活動に限定されているが、日本企業の海外子会社から直接現地や第三国市場などに製商品を供給する動きが増大していることに対応し、現地法人が行う輸出業務などを新たに対象とされたい。

(3) 投資協定の速やかな締結 ★

リスクを負って海外で事業展開する企業にとり、紛争や争乱などによる損害補償を規定する投資協定は極めて重要である。アジア新興国など海外への企業活動の広がり遅れることなく、各国との投資協定締結を精力的に推進されたい。特に、日中韓投資協定（平成24年5月署名）の批准・発効を急がれたい。

(4) 海外現地法人再起のためのファンド組成 ★

日中関係の悪化など、経営に不測のダメージを被った日系現地法人の再起をバックアップするため、ファンドの組成を主導されたい。同時に、中小企業基盤整備機構などを通じたファンドへの積極的な出資を進められたい。

(5) 海外展開損失準備金制度（仮称）の創設 ★

石油や天然ガスなど資源開発を行う現地企業に投融資する場合、投資先企業の株価下落、貸倒れなどの損失に備えるため、投融資額の一定割合を損金算入できる海外投資等損失準備金制度がある。同様に、中小企業がカントリーリスクなど海外進出に伴う損失への備えとして積み立てた準備金を損金算入できる制度を新たに創設されたい。

(6) 海外展開にかかる事業継続計画（BCP）の策定・運用支援策の拡充

企業が暴動・自然災害・感染症の流行など海外での不測の事態に適切に対応し、経営への影響を最小限にとどめるため、事業継続計画（BCP）の策定と実施体制の構築が不可欠となっている。ただ、中小企業にとってはコンサルティング費用などコスト負担が重いため、事業継続計画（BCP）の策定・運用に関する支援制度を拡充されたい。

6 国際的視点に立った民法（債権法）の改正 ★

アジア新興国市場の拡大などに伴い、国際取引における共通の契約ルールの高まっている。現在検討中の民法（債権法）改正に際しては、わが国企業の海外展開を支援するため、アジア地域をはじめ世界の共通法・モデル法を目指し、国際的視点に立って検討されたい。

7 海外利益の国内還流促進策の強化

海外で得た利益を日本に還流させるためには、進出時のサポートと同様、環境整備や支援策に注力する必要がある。特にロイヤリティの損金算入など税制に関する国際的な共通ルールの構築が不可欠であり、政府間交渉に鋭意尽力されたい。また、海外展開に伴う意図せざる技術・ノウハウの流出が問題となっており、十分な注意喚起・情報提供を行うなど、対応策を講じられたい。

(1) ロイヤリティの国内還流促進

海外子会社から日本本社へのロイヤリティについて、損金算入の制限撤廃など国内還流の促進に向け、進出国政府と粘り強く交渉されたい。

(2) 海外子会社配当の益金不算入制度の拡充 ★

海外で得た企業利益の日本国内への還流を促進するため、中小企業の海外子会社からの配当については、全額益金不算入（現行：95%）とされたい。

(3) 国際的二重課税の解消に向けた移転価格税制の見直し ★

移転価格税制による国際的二重課税の解消を図ることが急がれる。その前提となる租税条約（現在64カ国・地域と締結）の締結を進められたい。その際、相互協議の合意後でなければ移転価格に基づく更生ができない規定を盛り込むよう交渉されたい。同時に、条約締結国についても同様の規定を新たに設けるよう積極的に働きかけられたい。

また、進出国の税務当局による不適切課税への対応マニュアルの整備や現地での相談機能の拡充など、中小企業の支援体制を強化されたい。

Ⅱ 国内の立地競争力の抜本強化

前文にも記載のとおり、中小企業の海外展開支援策と並行し、国内の投資環境改善が急がれる。すなわち、企業が海外で得た利益を国内に還元し、日本での研究開発・マザー工場の運営など次なる成長の原資としていくための大前提は、国内の投資環境の抜本改革である。海外に比べ著しく不利な現状をこれ以上長引かせることなく、アジアトップレベルの立地競争力を早急に再構築されたい。

1 国内立地にかかるハンデの早期解消

(1) 行きすぎた円高の是正とデフレからの確実な脱却

超円高のこれ以上の継続を何としても阻止するとの政府・日銀の強く明確な意志に基づき、果敢な為替介入や思い切った金融緩和の継続など、連携した取り組みを一層強化されたい。その際、円と米ドル・ユーロなどとの関係だけではなく、韓国ウォン・台湾ドルなど主たる競争相手国通貨との為替水準にも十分目配りされたい。

(2) 安価・安定的な電力供給の確保

慢性的な電力不足は、企業立地の大きな足かせとなっている。また、電気料金が上昇すれば、特に体力の乏しい中小企業への深刻なダメージが危惧される。安価な電力の安定供給は国力の源であり、安全性が確保された原子力発電所の順次速やかな再稼働を期されたい。同時に、国の成長を目指した現実的な中長期のエネルギー戦略を構築されたい。

(3) アジア諸国並みの法人実効税率の早期実現

漸く法人実効税率が順次引き下げられる運びとなっているが（現行：38.0%／平成27年度以降：35.6%）、依然、日本企業の主たる競争相手であるアジア諸国（平均24.6%）に比べ10ポイント超の税率格差がある。各国が法人税率の引き下げを競う中、国内での成長投資を後押しするため、早急に法人実効税率をアジア諸国並みに引き下げられたい。

同様に、中小企業の経営力強化のため、中小法人の軽減税率（現行：16.5%／平成27年度以降：19.0%）の引き下げと、適用所得金額（現行：800万円以下）の引き上げを実現されたい。

(4) 環太平洋パートナーシップ協定（TPP）交渉への早期参加

新たな通商・経済連携の枠組みが急ピッチで進む中、その輪から外れた場合の損失は計り知れない。国際競争上の不利益を回避すべく、経済連携協定（EPA）／自由貿易協定（FTA）について、主要貿易・投資相手国との交渉を精力的に推進されたい。特に、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）交渉への参加は待ったなしであり、新たな国際ルールづくりに参画されたい。

(5) 国際競争上ハンデとなる労働規制の見直し

労働契約法・労働者派遣法・高年齢者雇用安定法など労働規制の強化は、国内企業にとって大きなハンデを背負うことになり、かえって雇用機会の喪失や国内投資の抑止につながりかねない。企業の経営実態を十分踏まえ、国内雇用のパイがこれ以上縮減しないよう、政策の方向性を見直されたい。

また、社会保険の短時間労働者への適用拡大は、パート労働者を多く雇用する企業の経営や、雇用に悪影響を与える可能性が高く、改正法の施行には慎重を期されたい。

(6) 経済との両立を図る環境政策の再構築

東日本大震災以降、電力需給などわが国の経済・社会環境は激変している。環境と経済の両立の大原則に立ちかえり、温室効果ガス削減の中期目標（2020年までに1990年比で25%削減）は一旦白紙に戻されたい。

また、本年10月より地球温暖化対策税が導入されたが、原子力発電所の多くが停止し、石油・石炭への依存度アップを余儀なくされる状況にあり、施行を凍結されたい。

2 国内投資促進策の強化

(1) 国内企業立地推進事業費補助金の復活・拡充 ★

平成23年度第3次補正予算に盛り込まれた国内企業立地推進事業費補助金は、サプライチェーンの中核分野の立地を通じ、幅広い国内投資促進に大きな効果が認められる。ついては、同制度を恒久的な措置として復活・拡充されたい。また、同制度活用企業との取引のため、新たに国内で投資を行う中小企業への支援策を創設されたい。

(2) 国内投資を促進するファンドへの支援強化

優れたコア技術・ノウハウを有する中小企業の国内投資をバックアップするため、中小企業基盤整備機構などを通じたファンドへの支援を強化されたい。

(3) 製品化・量産段階での支援策の抜本強化

わが国企業が、手厚い政策支援を受けたアジア諸国の企業との競争を制するためには、製品化・量産段階でのサポートが重要な鍵を握る。世界トップレベルの技術を有しながら設備投資段階で遅れをとる事態を避けるため、予算・税制両面での思い切ったインセンティブを設けられたい。その一環として、成長分野を手掛ける中小企業が、研究開発から製品化に進む段階で直面する資金調達支援策として、量産投資に対する公的金融を拡充されたい。

3 国内投資促進税制の構築

(1) 先端分野における設備投資促進税制の創設 ★

先端分野における製品のライフサイクルは短く、設備の陳腐化も一層早まっている。国際的な開発競争が激しい先端産業における競争力の維持・強化を図るため、設備の稼働率に応じて減価償却率を上乗せするなど、早期の投資回収を支援されたい。

(2) 中小企業投資促進税制の拡充・恒久化

中小企業の国内投資促進を図るため、中小企業投資促進税制（適用期限：平成26年3月末）について、対象設備の拡大など制度を拡充した上で、恒久化されたい。

(3) 研究開発促進税制の拡充

産業のイノベーションやフロンティア拡大こそがわが国発展の源であり、その担い手である企業の研究開発を後押しすることが肝要である。そのため、研究開発促進税制について、ライフサイエンス・環境・エネルギーはじめ成長分野に対する控除率の大幅引き上げなど、制度の拡充を図られたい。

(4) 知的財産活用促進税制の創設

資源が乏しいわが国において、知的財産の創造と活用が一層重要となっている。そのため、自社開発特許に関する使用料収入や権利譲渡にかかる課税の軽減、知的財産権の取得費の税額控除または特別償却を認める知的財産活用促進税制を創設されたい。

以 上